

【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

当事者たちが満足できる遺産分割の方法！？

発行者：牧野 F P 事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

<第 406 号の目次>

■ 今週のテーマ

当事者たちが満足できる遺産分割の方法！？

■ 「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、

今週のテーマからはじめます。

:

■ 今週のテーマ

当事者たちが満足できる遺産分割の方法！？

*:**

親の残した遺産は、

通常、その子どもが複数いれば、
親が亡くなるごとに、
特に、遺言がなければ、
均等に分割して相続します。

民法に定められています。

また、子どもたちは、
学校でも学んでいることです。

ただ、その定め通りにできないのが、
世の中の常でもあります。

そこで今回は、
相続の当事者の子どもたちが、
満足できる遺産分割の方法について、

私のこれまでのFP業務経験や
相談をいただいた内容を、
カスタマイズして考えてみたいと思います。

なお、今回のテーマは、
相続する資産に、
いくら相続税がかかる、
といった問題を取り上げるのではなく

相続税を払う、払わないにかかわらず、
親から何らかの相続がある、
すべての子どもが、対象に成り得る内容です。

分割案を作るのは難しい

親が、相続する資産を持っていれば、

その資産を、
永遠の旅立ち後にどのように、
子どもたちに分配すればよいのか？

その案を、生前に作っておけばよいことは、
親は、わかっています。

しかし、いざ作成するときになると、

個々の子どもの誕生から、
今までの出来事を思い出して、
なかなか完成できないことも事実のようです。

また、苦しんで作成した分割案も、
子どもたちや配偶者から反対されることもあり、

子どもたちに、ご自身の思いは直接語らず、

- ・遺言書を残す
- ・ご自身が亡くなった後に子どもたちに任せる

といった方法で遺産を分割する方もいます。

なぜ遺産分割は難しいのか

そもそも、なぜ遺産分割は難しいのでしょうか？

その原因のひとつは、

子どもの人数で、
きれいさっぱり均等割りに、
遺産を分けることができないからです。

親の遺産が、
現金や株式などの有価証券だけでしたら、
子ども数で均等に分けることも可能でしょう。

しかし、近年家庭裁判所で、
相続税がかからない遺産分割の調停が多いと、
統計上でも発表されています。

遺産の総額に係わらず、
遺産を均等に分割することは、
難儀なことでもあるようです。

そこで、戸建て住宅を遺産分割する例で、
話を進めてみましょう。

子どもたちはすでに独立していて、
両親が亡くなった後、

実家に誰も住んでいなければ、
その家を売却して得たのお金を、
均等に子どもの数で割ればよいのです。

ただし、両親と子どもうちの誰かが、
同居していた場合は、
厄介な問題になることもあります。

A家では、長男のBさん家族が、
Bさんの両親と同居していました。

両親が亡くなった後、
長男のBさん家族も実家を離れて、
別のところに住むのであれば、
実家の売却は可能でしょう。

しかし、長男のBさん家族が、
このまま実家に住み続ける場合、
実家の相続資産価値を、
税理士に算定してもらい、
長男のBさんが、
ほかの兄弟より、もらいすぎている分を、
通常は、ほかの兄弟には現金で渡します。

例えば、実家の相続資産価値が
900万円で、ふたり兄弟であれば、
兄弟ともに、
450万円ずつ遺産を相続することになり、

長男のBさんが、実家(不動産)を相続したので、
現金で450万円、
長男のBさんがもう一人の兄弟に払います。

三人兄弟であれば、
長男のBさんが、
ほかの兄弟に300万円ずつ、
計600万円支払うことになります。

ただ、現実的でない話

ただ、この解決策は、
机上だけで通用することが多く、

現実的ではないことの方が多いです。

なぜなら、家庭ごとに事情は違うからです。

上記の場合でも、
父親の遺産は実家の戸建て不動産だけでも、
母親は、かねてより貯蓄をしていて、
その貯めたお金の一部を、
生前に、長男のBさんでない方の子どもに、
生前贈与しているかもしれません。

また、こんな例もありました。
親と同居しているCさんは、
両親が生前介護の状態になり、
公的な介護認定も受けました。

両親の介護のケアにかかった費用は、
両親の貯えや介護保険から負担できました。
しかし、一部は、
Cさんの家計から負担した分もありました。

Cさんは、両親の介護の世話は、
子どもたち全員が、
費用を負担し合うものであり、
他の兄弟からも費用の負担を希望していました。

ただ、両親が介護の状態になった時に、
自宅の玄関や階段に手すりの設置や
洗面所、ふろの改修などもしました。

この改修費用についてもCさんは、
ほかの兄弟にも、
均等に負担してもらいたく思っていました。

しかし、ほかの兄弟からは、
手すり、洗面所やふろは、
将来的に、Cさん家族も使えるものだからと、
費用負担に難色示しました。

Cさんは、実家は築古の建物だから、
両親亡き後の近い将来に、
建て替えを予定していると言っています。

相続税法は、

社会の実態に合うように、
改正はされてはいるようですが、

繰り返しになりますが、
相続税が不要な相続でも、
家庭に即した、
相続対応策を練っておくことは、
いつの時代でも大切です。

合意は難しい、だから必要なこと

事業承継が、関係している相続は、

事業主の家族だけの問題に留まらず、
従業員の生活にも影響を及ぼすこともあり、
当事者同士が、
慎重に対応することが多くあります。

しかし、上記のケースのような、
単に家族内の場合は、

両親自身が、
その親から相続を受けたのであれば、
その時の経験を
活かすことができるかもしれません。

しかし、家庭や社会の環境が、
以前の世代と同じではありません。

親の遺産分割と同じ方法で、
ご自身の遺産分割が解決できるのか？
疑問なところでもあります。

また、親が分割案を出すことなく、
また、検討している途中で、
亡くなることもあるでしょう。

それでは、子どもたちが困ります。

実際に困っている人たちもいます。

例えば、築古の実家を残しておけば、
将来子どもたちの役に立つだろう

と、子どものことを思い残していても、

子どもたちは、
ほかのところに住んでいて、
誰も実家に住まないかもしれません。

築年数や立地などの条件で、
空き家を活用することも可能かもしれません。

一方で、実家を空き家で残しておけば、
防犯上、環境上でも問題が起きます。

また、残された子どもに、
固定資産税などの負担を強いることにもなります。

従って、
親が、自ら処分した方が良い場合もあります。

子どもから見れば、
親の資産は親の持ち分です。

親は、ご自身の持ち物を、
生前に責任を持って、
誰に譲るか、
処分するか、
決めて実行するべきでしょう。

そして、決めたことは、
子どもや配偶者などの前で話す。

話すだけでは不安であれば、
遺言にして、
書く留めておくことも大切です。

相続は、
安易に子どもに任せることはありません。
また、親しかできないことです。

*:

■「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

ご自身の財産をリストアップして、
何を誰に譲るのか、
相続をする人をご自身で決めましょう！

譲る先がない、
もらった人が迷惑になる様であれば、
自ら処分しましょう！

これで、当事者たちも満足できるのです！

■人生の添乗員（R）牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

開業 17 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 900 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<出版>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談を受けている方は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
ご紹介をいただいて、首都圏や関西にも
足を延ばす機会が増えてきました。

「人生の添乗員（R）」は、どこまでも行きます。

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

*:

■編集後記

*:

「やっと、遺言書が書けた」

と晴れ晴れした顔で言ってみる方がいました。

その方は、
子どもたちには、
遺言書を書いたことは言わない。

今後の子どもたちの言動をみながら、
遺言書を書いたか話す。
また、書き直すかもしれない。

とも言っていました。

その方は、
今のところ、元気に生活して見えます！？

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

次回 407 号は、
8 月 3 日月曜日の夕方に発行予定です。

ご愛読のほど、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野 F P 事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町 2 - 8 6

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。
こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野 FP 事務所合同会社 公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関するトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
